

料金減免の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例施行規程（昭和35年企業管理規程第9号。以下「規程」という。）第35条第3項の規定に基づき、料金の減免に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(漏水量の算定)

第2条 規程第35条第2項第1号又は第2号の場合における漏水量は、当該計量水量から次の各号により認定した水量を減じて得たものとする。

- (1) 前年同月若しくは前3カ月（隔月分は前6カ月）又は前月（隔月分は前2カ月）の使用実績（以下「過去の使用実績」という。）から推定して算定する。
- (2) 過去の使用実績がないときは、漏水箇所の修理完了後10日以上経過後の使用実績を基礎として日割りにより算定する。

(漏水減免対象水量)

第3条 前条に基づき算定した漏水量のうち、規程第35条第2項第1号の減免対象水量は、次のとおりとする。

- (1) 隔月計量直結式分 50%以内
- (2) 隔月計量受水槽式分 40%以内
- (3) 毎月計量直結式分 30%以内
- (4) 毎月計量受水槽式分 20%以内
- (5) 直結式の鉛管分 80%以内

2 前条に基づき算定した漏水量のうち、規程第35条第2項第2号の減免対象水量は、次のとおりとする。ただし、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 隔月計量直結式分 50%以内
- (2) 隔月計量受水槽式分 40%以内
- (3) 毎月計量直結式分 30%以内
- (4) 毎月計量受水槽式分 20%以内

3 減免後の水道料金は、使用水量から減免する水量を差し引いて得た水量をもって算定する。

4 前項に定める水量の算定に1立方メートル未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(漏水した場合の料金)

第4条 前条第1項第1号又は第3号若しくは第5号及び第2項第1号又は第3号による減免後の漏水量にかかる料金は、次のとおりとする。

- (1) 認定した水量と減免後の漏水量を加えたものが第1従量限度内水量の場合、規定の従量料金とする。
 - (2) 認定した水量と減免後の漏水量を加えたものが第1従量限度内水量を超えた場合、第1従量水量までは規定の従量料金とし、それを超える水量については、第2従量料金とする。
 - (3) 認定した水量と減免後の漏水量を加えたものが第2従量限度水量を超えた場合、第2従量水量までは規定の従量料金とし、それを超える水量については、第3従量料金とする。
- 2 前条第1項第2号又は第4号及び第2項第2号又は第4号による減免後の漏水量にかかる料金は、次のとおりとする。
- (1) 認定した水量と減免後の漏水量を加えたものが第3従量限度水量までの場合、前項の規定を準用する。
 - (2) 認定した水量と減免後の漏水量を加えたものが第3従量限度水量を超えた場合、第3従量水量までは規定の従量料金とし、それを超える水量については、第4従量料金とする。

(漏水減免対象期間)

第5条 漏水による減免対象期間は、1計量月の期間とする。ただし、発見が困難等、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(減免の申込み)

第6条 水道料金の減免を受けようとするときは、水道料金減免申込書を管理者に提出しなければならない。

(公共の消防活動に使用した場合の料金)

第7条 規程第35条第2項第3号に規定する料金は、当該計量月の水量から公共の消防活動の一端として使用した水量に相当する料金を減免することができる。

(実施の細目)

第8条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 内規「地下漏水等による料金の減免について」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から実施する。